

2024年3月22日

コージンバイオ株式会社

代表取締役社長 中村 孝人

問合せ先： 総務部 049-284-3781

URL： <https://kohjin-bio.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主をはじめとするステークホルダーに対して企業としての社会的責任を果たし、長期的かつ持続的な成長と発展を遂げていくことを重要事項として認識しております。そのため、本責任を自覚して企業倫理と法令遵守を徹底し、透明性のある業務管理体制の確立を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社グループは、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中村 孝人	2,209,500	53.05
TAKAコーポレーション(株)	416,500	10.00
オリエンタル酵母工業(株)	270,000	6.48
コージンバイオ従業員持株会	176,000	4.23
富士フィルム和光純薬(株)	140,000	3.36
渡辺 恒美	120,000	2.89
SMBC事業開発1号	100,000	2.40
埼玉りそな銀2号	100,000	2.40
コスモ・バイオ(株)	100,000	2.40
ニプロ(株)	80,000	1.92

支配株主（親会社を除く）名	中村 孝人
	TAKA コーポレーション株式会社

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主との取引を原則として行わない方針であります。取引を検討する場合、少数株主の利益を損なわないよう、取引の理由やその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議のうえ意思決定をし、それが適正な職務権限と判断のもと業務が執行されたかについては、監査役監査を通じて適正性を確保することにより、少数株主の保護に努めてまいります。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k

新井 秀夫	他の会社の出身者											○				
原 稔	税理士															
水上 亮比呂	公認会計士															

※ 1 会社との関係についての選択項目a.

上場会社又はその子会社の業務執行者

- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新井 秀夫	○	同氏はオリエンタル酵母工業(株)の専務取締役事業本部管掌を兼務しております。当社は同社との間に取引関係がありますが金額は僅少です。	同じバイオ業界の専門家および会社経営者としての見識を有しており、市場環境、業界のトレンド等を踏まえた助言・提言をいただくことで、当社の健全な会社経営に寄与いただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。
原 稔	○	—	税理士としての専門的知識を有しており、同氏の税務に係る豊富な経験が、当社の持続的な成長と企業価値の向上に大きく貢献するものと判断し、社外取締役として選任しております。
水上 亮比呂	○	—	公認会計士としての専門的知

			識を有しており、長年にわたる監査経験や他社における社外役員としての経験が、当社のガバナンス体制の一層の充実に資するものと判断し、社外取締役として選任しております。
--	--	--	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	—	1	2	—	—	社内取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	—	1	2	—	—	社内取締役

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査役および会計監査人は、相互に連携をとりながら効果的かつ効率的な監査の実施を行うよう情報、意見の交換および指摘事項の共有を行い、適正な監査の実施および問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。また、監査役、内部監査室および会計監査人との意見交換の場を定期的に設けることで相互連携を強固にし、事務局である総務部と密に連携することで、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明ならびにその指摘に伴う改善活動を行う体制を構築しております。

す。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森兼 康博	他の会社の出身者													
廣澤 一弘	他の会社の出身者										△			
梅津 英明	税理士										△			

※1 会社との関係についての選択項目a.

上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）k.

社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
森兼 康博	○	—	他事業会社における経理部長、監査役および監査等委員としての経験を有し、監査業務に精通していることから、社外監査役として選任しております。
廣澤 一弘	○	10年程前に当社の給与計算を委託しておりましたが金額は僅少です。	社会保険労務士としてさまざまな職務経験と、豊富な経営経験を有しており、客観的かつ独立的な経営監視が可能であると判断し、社外監査役として選任しております。
梅津 英明	○	10年程前に当社の税務業務を委託しておりましたが金	税理士として税務、財務および会計の知見ならびに企業経営に関する豊富な経験を有していることから、社外監査役と

		額は僅少です。	して選任しております。
--	--	---------	-------------

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、以下のとおりであります。また、2021年8月11日より取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」を設置し、役員の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針について継続的な議論を行っております。

<役員報酬の基本方針>

当社の役員報酬の基本方針は次のとおりであります。

なお、本方針の決定方法は、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会へ審議結果が報告され、取締役会の決議により決定しております。

- (a) 当社役員の役割および職責に相応しい水準とする。
- (b) 過半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬委員会（取締役会の任意の諮問機関）の審議を経ることで、客観性および透明性を確保する。

<役員報酬の構成>

当社の役員報酬は、金銭報酬のみで構成され、業績連動報酬は該当ありません。

- (a) 取締役（社外取締役を除く）は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、経営環境を含めた市場動向や当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。
- (b) 社外取締役は、客観的立場から当社および当社グループ全体の経営に対して監督および助言を行う役割を担うことから、基本報酬（固定報酬）のみの構成とします。
- (c) 監査役は、客観的立場から取締役の職務執行を監査する役割を担うことから、基本報酬（固定報酬）のみの構成とします。

<役員報酬の決定手続き>

(a) 役員報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、当社の役員報酬の決定に際しては、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会へ審議結果が報告され、取締役会の決議により決定しております。

(b) 各役員個人の報酬の具体的決定については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役協議により、それぞれ決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、毎月取締役会へ出席しております。また、各社外取締役と監査役面談を年に1回実施しております。さらに、監査役、内部監査室および会計監査人との意見交換の場を定期的に設けることで相互連携を強固にし、内部統制部門である総務部と密に連携することで、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明ならびにその指摘に伴う改善活動を行う体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)**<取締役会>**

取締役会は、取締役5名(うち3名が社外取締役)で構成されており、毎月1回開催する定例の取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営全般および業績の進捗状況の報告、経営の重要な意思決定を行っております。

< 監査役会 >

監査役会は社外監査役3名(うち1名は常勤監査役)で構成されており、毎月1回開催する定例の監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、業務監査および会計監査を行う機関として、監査の方針および監査計画等の策定、監査状況の報告や監査意見の形成等を行っております。また、取締役会その他重要な会議へ出席し、取締役の職務の執行を監査しております。

< 経営会議 >

経営会議は、取締役会の諮問機関として、当社の会社戦略を検討する重要な会議と位置づけております。原則として、毎月1回開催する他、必要に応じて臨時的に開催し、経営に関する重要事項の審議を行っており、経営会議であらかじめ十分な審議を行った上で取締役会に付議することにより、審議の充実と適正な意思決定の確保を図っております。

<リスク・コンプライアンス委員会>

事業を取り巻くさまざまなリスクに対する確に管理・実践することおよび、法令をはじめとした社内外の規則および倫理規範を遵守するための体制を確保することを目的として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。

原則として、毎月1回開催する他、必要に応じて臨時的に開催し、リスクおよびコンプライアンスについて検討、協議を行い、監査役会および取締役会に報告しております。

また、代表取締役社長が指名する者として、品質保証部長 尾関泰之が構成員として出席し、トラブル・クレームの報告を行っております。

<指名・報酬委員会（任意）>

任意の指名・報酬委員会は、役員および執行役員の指名および報酬等の決定に関する手続きの透明性ならびに客観性を確保する目的で設置され、役員および執行役員の指名ならびに報酬制度およびそれに基づいた個別報酬の審議を行っております。1年に1回以上開催すると定めておりますが、指名及び報酬の決定に向けて2023年3月期は4回、2024年3月期はこれまで4回開催をいたしました。

<内部監査室>

内部監査室は、各部門におけるリスクの識別、評価およびコントロールの状況について、その実施状況および実効性等を監査し、代表取締役社長に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、会社の機関として、取締役会および監査役会を設置しております。監査役会設置会社を採用している理由としては、業務執行と監査機能の組織体を分断させ、監査役および監査役会が独立した立場から取締役会を監査することで、牽制機能を最大限に発揮させ、経営の透明性が確保され、外部からの信頼性がより一層高いコーポレート・ガバナンスの充実強化を図ることが可能になるためであります。

また、取締役会または監査役会の機能を補完する機関として、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会および任意の指名・報酬委員会を設置しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に出席できるように、実際の開催日についても集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討課題と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社HP内のIR専用ページにて公表することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向けの説明会を開催する予定です。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、別途動画配信の形式で実施するなど、具体的な開催形式・開催方法は今後検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的にアナリスト及び機関投資家向けの説明会を開催する予定です。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、別途動画配信の形式で実施するなど、具体的な開催形式・開催方法は今後検討してまいります。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では開催は予定しておりませんが、今後の投資家層の状況に応じて開催を検討してまいります。	なし
IR資料をホームページ	当社HP内にIR専用ページを開設し、IR活動やIR資料など	

一挙掲載	の当社の情報を掲載する予定です
IR に関する部署(担当者)の設置	総務部が IR 担当部署となります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大において重要であると考え、事業活動を展開しております。当社におけるコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的として、リスク・コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンスの徹底に努めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後の検討課題と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上場会社に求められている情報開示、特に適時開示につきましては、適時開示規程を制定し、社内に理解と徹底の働きかけを行っております。上場後はこのルールに則り、必要な情報はタイムリーに提供し、積極的な情報提供をおこなっていく方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は業務の適正性を確保するための体制として、2021 年 9 月 15 日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>当社はコンプライアンス体制確立のため、リスク・コンプライアンス規程を定め、これらに従い、コンプライアンス経営を推進する。</p> <p>(a) 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する意識の高揚を図り、会社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。</p> <p>(b) コンプライアンス経営の確保を目的として、内部通報・相談窓口を設ける。</p> <p>(c) 当社においてコンプライアンス経営の確保を脅かす重大な事象が発生した場合、リスク・コンプライアンス委員会で対処方法等を速やかに検討し実施する。</p> <p>(d) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。</p> <p>(e) 内部監査担当者を選任し、内部統制の評価ならびに業務の適正・有効性について監査する。</p>
--

(f) 「反社会的勢力対策規程」および「反社会的勢力排除対応マニュアル」を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における意思決定に係る情報、重要な決裁に係る情報については、法令・定款および社内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切な状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク・コンプライアンス委員会が、リスク・コンプライアンス規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進する。

(b) リスクが顕在化した場合またはリスクが顕在化する恐れがある場合、代表取締役社長は、リスク・コンプライアンス委員会を対策本部として緊急招集のうえ、迅速に対応する

(c) 監査役および内部監査担当者は、各部門のリスクマネジメントの状況を監査する。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を随時開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行状況の監督等を行う。

(b) 中期経営計画は、取締役会を経て策定され、それらに沿った事業戦略および諸施策を図る。

(c) 社内の指揮・命令系統の明確化および権限および責任体制の確立を図るため、「業務分掌規程」および「職務権限規程」を制定する。

e 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会が職務を補助する使用人を置くこととした場合は、配置にあたっての使用人の人数、人選等については、監査役の意見を十分考慮して検討する。

f 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

g 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(a) 当社の取締役は、事業の状況およびその職務の執行状況について、取締役会等を通じて監査役に、必要の都度、遅滞なく報告する。

(b) 当社および子会社の取締役および使用人は、監査役が業務執行の状況について報告を求めた場合、および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

(c) 当社および子会社の取締役および使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

h 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を会社の役員および使用人に周知徹底する。

i 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査役職務の執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、当該費用を負担する。

j その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査役職務の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。

(b) 監査役と代表取締役社長は定期的に意見交換会を行う。

(c) 監査役は、監査法人、内部監査担当者等と、情報・意見交換等を行い、緊密な連携を図る。

(d) 監査役は、取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会、指名・報酬委員会等の重要な会議に出席し、会社における重要な決定・報告事項について把握し、直接意見を述べる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において反社会的勢力との関係遮断の基本方針についての宣言を行っております。また、「内部統制システムの整備に関する基本方針」において「反社会的勢力対策規程および反社会的勢力排除対応マニュアルを定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。」と定めております。また、財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターの賛助会員にも加入し、情報収集を行い、社内で情報を共有しております。

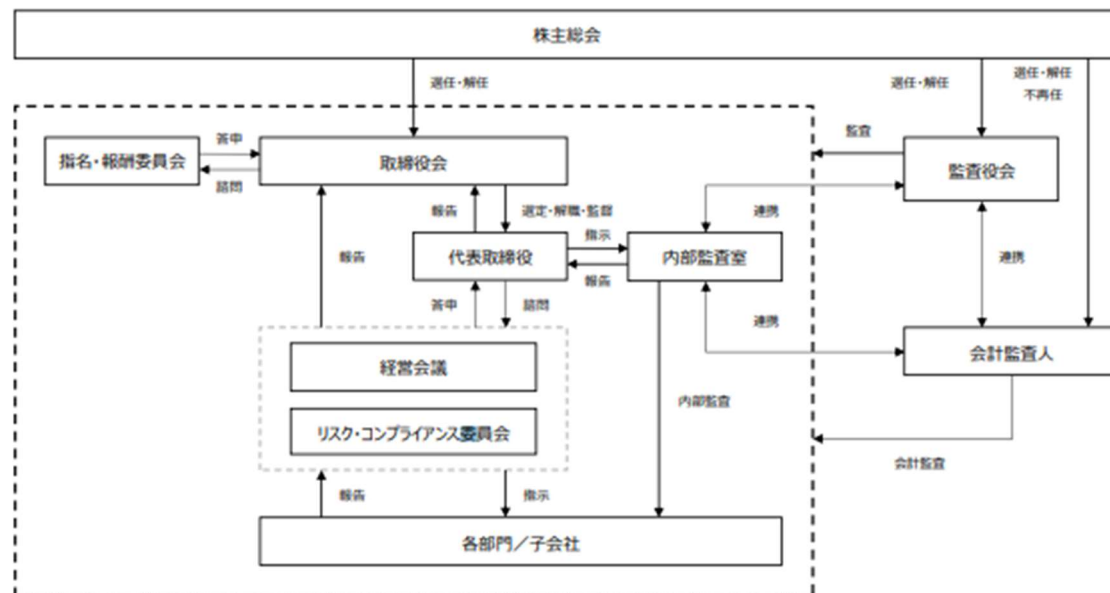
当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対策規程」および「反社会的勢力排除対応マニュアル」を制定し、所管部署は総務部として運用を行っております。なお、所轄警察署や暴力追放・薬物乱用防止センターとの関係を強化するべく、不当要求防止責任者を選任・配置しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

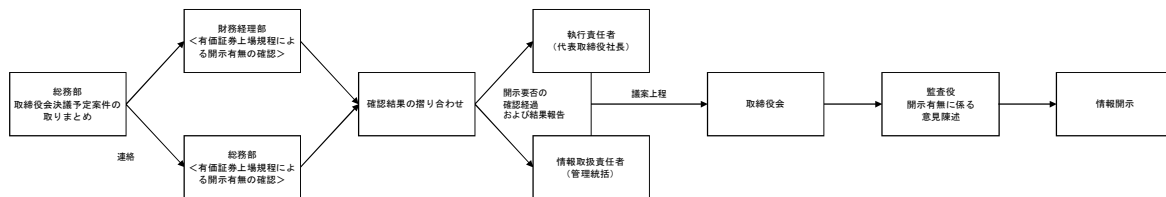
買収防衛策導入	なし
---------	----

【模式図(参考資料)】

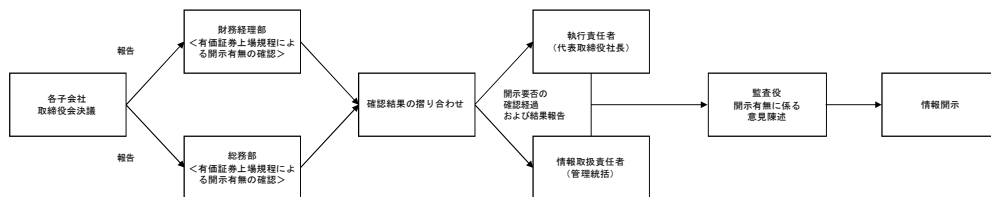


【適時開示体制の概要（模式図）】

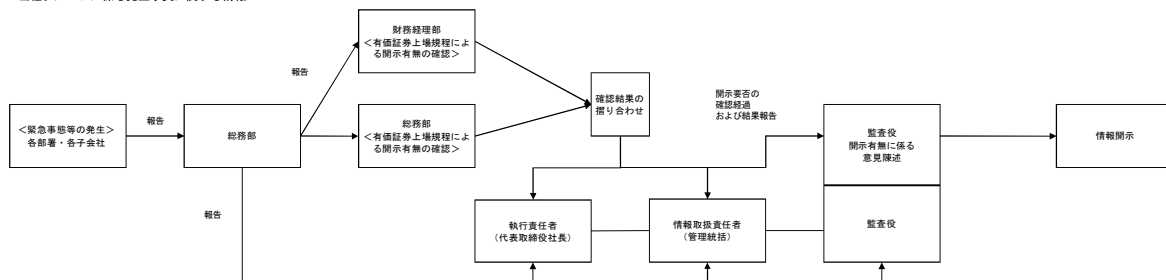
＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



＜子会社の決定事実に関する情報＞



＜当社グループに係る発生事案に関する情報＞



以上